

令和5・6年度一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請取扱要領の改正について

現行	改正
<p>令和5・6年度一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請取扱要領</p>	
<p>第1～5（略）</p>	
<p>（測量・建設コンサルタント等業者の_____営業所要件）</p> <p>第6</p> <p>一関市内の営業所要件は次のとおりとする。</p> <p>ア 常時請負契約を締結する事務所として、入札、契約締結等に関する権限を委任されていること。</p> <p>イ 事務所など営業を行う場所を有し、電話、机などの什器備品を備えていること。</p> <p>ウ 独立した事務室を有すること。</p> <p>エ 技術者（建設業法第7条に定める営業所専任技術者を含む。）が2人以上配置され、常駐していること。</p> <p>オ 一関市へ法人等設立・設置届をしてから3年以上経過していること。</p> <p>カ 一関市税の滞納がないこと。</p>	<p>（測量・建設コンサルタント等業者の<u>所在地区分及び営業所要件</u>）</p> <p>第6 <u>建設業者登録台帳登載者（以下「資格者」という。）のうち、本社又は営業所の所在地区分は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア I種 一関市内に本社を有する者</u></p> <p><u>イ II種-1 平泉町内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者</u></p> <p><u>ウ II種-2 III種及びIV種のうち、次の要件を満たす者（「準市内本社」という。）</u></p> <p><u>(ア) 一関市民及び平泉町民の常勤雇用者を3名以上有すること。</u></p> <p><u>(イ) 一関市内に営業所を設置後、10年以上経過していること</u></p> <p><u>エ III種 岩手県内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者</u></p> <p><u>オ IV種 岩手県外に本社を有し、一関市内に営業所を有する者</u></p> <p>2 一関市内の営業所要件は次のとおりとする。</p> <p>ア 常時請負契約を締結する事務所として、入札、契約締結等に関する権限を委任されていること。</p> <p>イ 事務所など営業を行う場所を有し、電話、机などの什器備品を備えていること。</p> <p>ウ 独立した事務室を有すること。</p> <p>エ 技術者（建設業法第7条に定める営業所専任技術者を含む。）が2人以上配置され、常駐していること。</p> <p>オ 一関市へ法人等設立・設置届をしてから3年以上経過していること。</p> <p>カ 一関市税の滞納がないこと。</p>
<p>（測量・建設コンサルタント等業者の<u>等級別区分等</u>）</p>	<p>（測量・建設コンサルタント等業者の<u>格付</u>）</p>

第7 建設業者登録台帳登載者（以下「資格者」という。）のうち、等級別に区分（格付）する対象者は、建築関係建設コンサルタント業務については、資格者のうち岩手県内に本社を有する者とし、建築関係建設コンサルタント業務以外については、一関市内に本社を有する者及び令和3・4年度に格付けした市内に営業所を有する者のうち、営業所要件を満たす者とする。なお、準市内本社を除く市内に営業所を有する者については、入札参加を希望する業種を建築関係建設コンサルタント業務を除き2業種までとし、入札参加資格審査申請の登録状況により必要に応じて等級別に区分を行うこととする。

(1) 各種コンサルタント業者の等級別区分と資格技術者要件

資格者を建設関連業務の種類ごとに区分する等級及び資格技術者要件は、次のとおりとする。

ア 建築関係建設コンサルタント業務 A級は1級建築士3人以上

B級は1級建築士1人以上

イ 測量 等級別区分なし

ウ 土木関係建設コンサルタント業務 等級別区分なし

エ 地質調査業務 等級別区分なし

オ 補償関係コンサルタント業務 等級別区分なし

(2) 各種コンサルタント業者の本社又は営業所の所在地区分

本社又は営業所の所在地区分は、次のとおりとする。

ア I種 一関市内に本社を有する者

イ II種-1 平泉町内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

ウ II種-2 III種及びIV種のうち、次の要件を満たす者（「準市内本社」という。）

(ア) 一関市民及び平泉町民の常勤雇用者を3名以上有すること。

(イ) 一関市内に営業所を設置後、10年以上経過していること

エ III種 岩手県内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

オ IV種 岩手県外に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

第8～10（略）

第7 資格者のうち、格付する対象者は、一関市内に本社を有する者及び令和3・4年度に格付した市内に営業所を有する者のうち、営業所要件を満たす者とする。なお、III種またはIV種に該当する者については、入札参加を希望する業種を2業種までとする。

2 前項に掲げる者のうち、建築関係建設コンサルタント業務の格付対象者は、一級建築士が在籍し、同業務を主業務としていることを要件とする。

附 則

この要領は、令和5年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月13日から施行する。